

函館市教育振興審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市教育振興審議会条例（平成30年函館市条例第34号。以下「条例」という。）第1条に規定する函館市教育振興審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門部会)

第2条 審議会に、条例第2条第1項第1号に関する事項を調査審議するため、点検評価部会を、同項第3号および第4号に関する事項を調査審議するため、学校再編部会を置く。

(専門部会の組織)

第3条 点検評価部会は、委員9人以内、学校再編部会は、委員6人以内をもって組織する。

(学校再編部会)

第4条 学校再編部会は必要に応じ、調査審議に係る函館市立学校の学校運営協議会に関する規則（平成28年函館市教育委員会規則第6号）の規定により設置する学校運営協議会の委員および保護者ならびに地域住民を代表する者等から意見を求める意見聴取会を開催することができる。

2 学校再編部会は必要に応じ、調査審議に係る通学区域および学校施設等について現地調査を実施することができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は教育委員会事務局学校教育部教育政策課において統括する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。